

第93回 定時株主総会招集ご通知

日 時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

愛知県名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルク名古屋 2階「瑞雲の間」
(後掲の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

議 案

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 剰余金処分の件
第3号議案 取締役10名選任の件

議 決 権
行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時30分まで

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	15
連結計算書類	30
計算書類	33
監査報告書	37

本株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、開催日時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染防止にご考慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、接触感染リスク低減のため座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が限られることにより、入場いただけない可能性がありますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、お土産につきましても当趣旨に鑑み、提供を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(証券コード5607)
2022年6月7日

株 主 各 位

愛知県名古屋市中川区富川町三丁目1番地の1
(本社事務所)
愛知県日進市浅田平子一丁目300番地
中央可鍛工業株式会社
代表取締役社長 武山直民

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、可能な限り当日のご出席に代えて、書面またはインターネットの方法によって議決権の行使をお願い申し上げるとともに、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2ページのご案内にしたがいまして、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 愛知県名古屋市中区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルク名古屋 2階「瑞雲の間」
(後掲の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第93期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第93期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 剰余金処分の件
第3号議案 取締役10名選任の件

以 上

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況次第では、やむなく会場等が変更となる場合があります。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいますようお願いいたします。

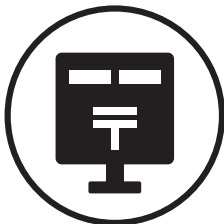
インターネットによる開示について

- ◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.chuokatan.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎ 連結計算書類における連結注記表及び計算書類における個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ◎ 監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類における連結注記表及び計算書類における個別注記表となります。

議決権行使方法についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

■ 株主総会にご出席されない場合



1 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後5時30分必着



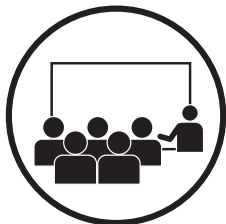
2 インターネットによる議決権行使

後記（3ページ～4ページ）のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後5時30分まで

■ 当日株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時30分まで



■スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る

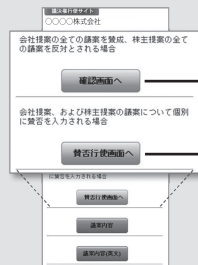


議決権行使書副票（右側）

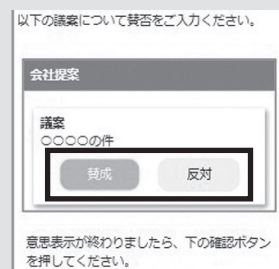
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



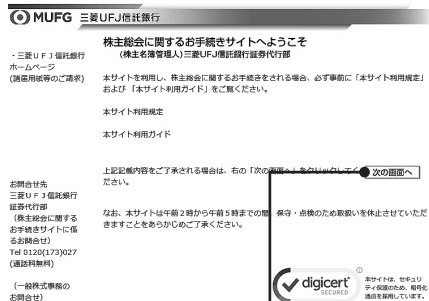
画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

2回目以降のログインの際は…
次ページに記載のご案内に従ってログインしてください。

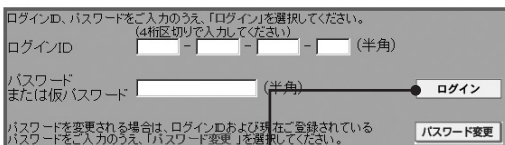
ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 公告方法について、周知性の向上および公告手続きの合理化をはかるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
変更案第4条第2項は、やむを得ない事由により電子公告することができないときの措置として、中部経済新聞から日本経済新聞に変更するものであります。
- (2) 株主総会および取締役会の運営について、柔軟性かつ機動的な対応を可能とするため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
変更案第14条及び第25条は、取締役会の中から柔軟に招集権者、議長を選出できるようにするものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (4) その他、表現方法及び字句の修正、条数の調整等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p>2 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、<u>中部経済新聞</u>に掲載する方法により行う。</p> <p>第5条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>2 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、<u>日本経済新聞</u>に掲載する方法により行う。</p> <p>第5条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>予め取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>当該取締役に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第17条～第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第26条 取締役会は、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第27条～第51条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、<u>予め取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>当該取締役に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>第26条～第50条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 剰余金処分の件

当社は、収益状況に応じた配当を行うことを基本としつつ、安定的な配当の維持・継続を重視することともに、その安定配当を可能とする経営基盤の強化のために必要な内部留保の充実等を勘案して行うことを方針といたしております。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当金に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額92,362,638円
 これにより中間配当を含めました年間配当金は、1株につき金12円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

第3号議案 取締役10名選任の件

現取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	地位及び担当
1	再任 武山 尚生	代表取締役会長
2	再任 武山 直民	代表取締役社長 内部監査室担当
3	再任 武山 豊	常務取締役 営業部門統括、営業部長、経営企画室長
4	再任 野村 英司	取締役
5	再任 瀬尾 英重	社外取締役
6	再任 星 文雄	社外取締役
7	再任 上畑 廣高	社外取締役
8	再任 森 琢也	社外取締役
9	新任 畠山 浩之	チーフテクノロジーアドバイザー
10	新任 山本 徹	常務執行役員 機械統括部担当

候補者 番号	1	たけやま 武山	ひさお 尚生	1956年1月22日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	319,284株 30年	再任
■略歴、当社における 地位及び担当	1979年4月	トヨタ自動車工業（現トヨタ自動車）株式会社入社	1995年6月	当社常務取締役			
	1989年2月	当社入社	1998年6月	当社専務取締役			
	1992年6月	当社取締役	2000年6月	当社代表取締役社長			
			2018年6月	当社代表取締役会長(現任)			
■取締役候補者とした理由及び期待される役割	2000年6月に当社代表取締役役に就任して以来、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮し取締役として職責を果たしております。また、2018年6月より代表取締役会長に就任しております。今後におきましても適切な人材と判断し引き続き取締役候補者いたしました。						

候補者 番号	2	たけやま 武山	なおみ 直民	1958年10月21日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	247,900株 22年	再任
■略歴、当社における 地位及び担当	1982年4月	豊田通商株式会社入社	2014年6月	当社専務取締役			
	1988年10月	当社入社	2017年6月	当社代表取締役副社長			
	1999年4月	当社営業部長	2018年6月	当社代表取締役社長			
	2000年6月	当社取締役	2021年6月	当社代表取締役社長、 内部監査室担当(現任)			
	2004年6月	当社常務取締役					
	2013年7月	蘇州中央可鍛有限公司 董事長 (現任)					
■重要な兼職の状況	蘇州中央可鍛有限公司 董事長						
■取締役候補者とした理由及び期待される役割	当社取締役就任後、営業、商品企画、海外事業等に携わった豊富な業務経験をいかに発揮し当社の経営基盤強化に努めております。また、2018年6月より代表取締役社長に就任しております。今後におきましても適切な人材と判断し引き続き取締役候補者いたしました。						

候補者 番号	3	たけやま 武山	ゆたか 豊	1984年10月1日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	41,000株 1年	再任
■略歴、当社における 地位及び担当	2007年4月	シャープ株式会社入社	2019年1月	当社生産管理部長			
	2011年4月	トヨタ自動車株式会社入社	2021年6月	当社常務取締役、営業部門統括 営業部長、経営企画室長(現任)			
	2018年5月	当社入社					
■取締役候補者とした理由及び期待される役割	当社取締役就任後、営業部門の統括として、また生産管理の業務経験を発揮し、当社の経営強化において、その職責を十分に果たしております。今後におきましても、当社の持続的な成長と企業価値の向上を一層推進するために、適切な人材と判断し引き続き取締役候補者いたしました。						

候補者 番号	4	のむら 野村	えいじ 英司	1966年5月14日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	0株 1年	再任
■略歴、当社における 地位及び担当	1990年4月	トヨタ自動車株式会社入社	2021年1月	トヨタ自動車株式会社 衣浦工場長(現任)			
	2018年6月	同社鍛圧・表改生技部長					
	2019年5月	同社素形材技術部長	2021年6月	アイシン軽金属株式会社 社外取締役(現任)			
	2019年6月	株式会社ファインシンター 社外取締役	2021年6月	当社取締役(現任)			
■重要な兼職の状況	トヨタ自動車株式会社 衣浦工場長 アイシン軽金属株式会社 社外取締役						
■取締役候補者とした理由及び期待される役割	トヨタ自動車株式会社の生産企画及び素形材技術分野に所属した経験と幅広い見識等を備えていることから、今後におきましても適切な人材と判断し引き続き取締役候補者としていたしました。						

候補者 番号	5	せお 瀬尾	ひでしげ 英重	1951年10月10日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	0株 8年	再任 社外 独立
■略歴、当社における 地位及び担当	1974年3月	マズプロ電工株式会社入社	2014年6月	当社社外取締役(現任)			
	2005年6月	同社代表取締役社長	2019年6月	愛知電機株式会社 社外取締役 (現任)			
	2009年6月	同社代表取締役会長					
	2012年6月	同社相談役	2021年10月	学校法人中部大学 理事(現任)			
	2012年6月	JBCCホールディングス株式会社 社外取締役					
■重要な兼職の状況	愛知電機株式会社 社外取締役 学校法人中部大学 理事						
■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	人格、見識ともに優れ、また同氏がこれまで培ってきた企業経営における豊富な経験と経営に関する知見などを当社グループの経営に活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役及び独立役員候補者としていたしました。						

候補者 番号	6	ほし 星	ふみお 文雄	1947年5月14日生	■所有する当社の株式数	0株	再任																				
					■在任年数（本総会終結時）	1年	社外 独立																				
<p>■略歴、当社における地位及び担当</p> <table border="0"> <tr> <td>1973年4月</td> <td>日本輸出入銀行（現株式会社国際協力銀行）入行</td> <td>2018年11月</td> <td>株式会社サードウェーブ 社外取締役</td> </tr> <tr> <td>2011年6月</td> <td>同行代表取締役専務</td> <td>2019年6月</td> <td>ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）</td> </tr> <tr> <td>2014年4月</td> <td>株式会社三井住友銀行 顧問</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2015年4月</td> <td>京都大学経営管理大学院 特命教授（現任）</td> <td>2021年6月</td> <td>当社社外取締役（現任）</td> </tr> <tr> <td>2018年1月</td> <td>株式会社SDGs 社外取締役（現任）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>■重要な兼職の状況</p> <p>株式会社SDGs 社外取締役 京都大学経営管理大学院 特命教授</p> <p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>国際業務を通じた豊富な経験と経営に対する幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、当社の経営に対しさまざまなご意見をいただくことを期待しております。また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役及び独立役員候補者いたしました。</p>								1973年4月	日本輸出入銀行（現株式会社国際協力銀行）入行	2018年11月	株式会社サードウェーブ 社外取締役	2011年6月	同行代表取締役専務	2019年6月	ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）	2014年4月	株式会社三井住友銀行 顧問			2015年4月	京都大学経営管理大学院 特命教授（現任）	2021年6月	当社社外取締役（現任）	2018年1月	株式会社SDGs 社外取締役（現任）		
1973年4月	日本輸出入銀行（現株式会社国際協力銀行）入行	2018年11月	株式会社サードウェーブ 社外取締役																								
2011年6月	同行代表取締役専務	2019年6月	ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）																								
2014年4月	株式会社三井住友銀行 顧問																										
2015年4月	京都大学経営管理大学院 特命教授（現任）	2021年6月	当社社外取締役（現任）																								
2018年1月	株式会社SDGs 社外取締役（現任）																										

候補者 番号	7	うえはた 上畑	ひろたか 廣高	1954年6月29日生	■所有する当社の株式数	0株	再任																
					■在任年数（本総会終結時）	1年	社外 独立																
<p>■略歴、当社における地位及び担当</p> <table border="0"> <tr> <td>1978年4月</td> <td>株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルートホールディングス）入社</td> <td>2011年6月</td> <td>河村電器産業株式会社 常務取締役</td> </tr> <tr> <td>1994年10月</td> <td>同社教育機関広報部事業部長</td> <td>2019年8月</td> <td>名古屋大学 Development Office シニアファンドレイザー</td> </tr> <tr> <td>1999年6月</td> <td>トランス・コスモス株式会社 常務取締役</td> <td>2021年6月</td> <td>当社社外取締役（現任）</td> </tr> <tr> <td>2002年4月</td> <td>株式会社OJTソリューションズ 専務取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>人格、見識ともに優れ、また同氏がこれまで培ってきた豊富な人材育成ノウハウと経営に関する知見などを当社グループの経営に活かし、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、当社の経営に対しさまざまなご意見をいただくことを期待しております。また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役及び独立役員候補者いたしました。</p>								1978年4月	株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルートホールディングス）入社	2011年6月	河村電器産業株式会社 常務取締役	1994年10月	同社教育機関広報部事業部長	2019年8月	名古屋大学 Development Office シニアファンドレイザー	1999年6月	トランス・コスモス株式会社 常務取締役	2021年6月	当社社外取締役（現任）	2002年4月	株式会社OJTソリューションズ 専務取締役		
1978年4月	株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルートホールディングス）入社	2011年6月	河村電器産業株式会社 常務取締役																				
1994年10月	同社教育機関広報部事業部長	2019年8月	名古屋大学 Development Office シニアファンドレイザー																				
1999年6月	トランス・コスモス株式会社 常務取締役	2021年6月	当社社外取締役（現任）																				
2002年4月	株式会社OJTソリューションズ 専務取締役																						

候補者 番号	8	もり 森	たくや 琢也	1960年2月12日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	0株 1年	再任 社外 独立
■略歴、当社における 地位及び担当	1983年3月 株式会社新川入社 2014年6月 同社取締役執行役員 2018年6月 同社取締役専務執行役員 2019年7月 ヤマハモーターロボティクスホー ルディングス株式会社取締役	2020年6月 株式会社きらぼしコンサルティン グ取締役会長(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任)					
■重要な兼職の状況	株式会社きらぼしコンサルティング 取締役会長						
■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	製造業の経営を通じた豊富な経験と技術に対する幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、当社の経営に対しさまざまなご意見をいただくことを期待しております。また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役及び独立役員候補者といたしました。						

候補者 番号	9	はたけやま 畠山	ひろゆき 浩之	1962年12月6日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	0株 一年	新任
■略歴、当社における 地位及び担当	1985年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2013年1月 同社上郷工場エンジン製造部長 2015年1月 当社下山工場第1エンジン製造部長	2016年1月 トヨタ・モーター・マニュファク チャリングUK(TMUK)出向 シニアエグゼクティブアドバイザー 2021年2月 当社出向 チーフテクノロジー アドバイザー(現任)					
■取締役候補者とした理由及び期待される役割	トヨタ自動車株式会社の生産技術分野を中心に国内外で豊富な経験を有し、当社においても2021年2月よりチーフテクノロジーアドバイザーとして、技術力強化に携わっていることから、当社の取締役として適任であると判断し取締役候補者といたしました。						

候補者 番号	10	やまもと 山本	とおる 徹	1959年12月22日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	32,600株 一年	新任
■略歴、当社における 地位及び担当	1980年4月 当社入社 2008年1月 当社機械部長 2013年6月 当社取締役	2021年6月 当社常務執行役員、機械統括部 担当(現任)					
■重要な兼職の状況	武山鑄造株式会社 代表取締役社長 みづほ金属工業株式会社 代表取締役社長						
■取締役候補者とした理由及び期待される役割	機械、技術の各部門に所属した豊富な業務経験をいかに発揮し、当社の経営基盤強化に努めており、当社の取締役として適任であると判断し取締役候補者といたしました。						

- (注) 1. 取締役候補者 武山直民氏は、蘇州中央可鍛有限公司の代表者を兼務しており、当社は同社に、ダクタイル鑄鉄品等の製造を委託しております。
2. 取締役候補者 山本徹氏は、武山鑄造株式会社及びみづほ金属工業株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社は武山鑄造株式会社にダクタイル鑄鉄品等の製造を委託し、みづほ金属工業株式会社に切削加工等の製造を委託しております。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 瀨尾英重、星文雄、上畑廣高及び森琢也の4氏は社外取締役候補者であります。なお、4氏は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。
5. 取締役との責任限定契約について
当社は、野村英司、瀨尾英重、星文雄、上畑廣高及び森琢也の5氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、再任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額としております。
6. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約について
当社は取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填することとしております。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、欧米を中心に新型コロナウイルス感染症の効果的なワクチンの普及により経済活動との両立が進みましたが、新たに感染力の強い変異株の流行により、未だ収束時期は見通せない状況であります。一方で、原材料やエネルギー価格の高騰が続く中、ロシアのウクライナ侵攻の影響により、一層先行きが不透明な状況にあります。

わが国経済におきましても、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の発令により、景気は頭打ちの状況であります。

また、当社グループの主要取引先であります自動車業界におきましては、世界的な半導体不足や東南アジアにおけるサプライチェーンの寸断により、生産計画の見直し等、今後も生産活動への影響が懸念されます。

このような環境の下、当社グループは、感染症対策の徹底や原価低減活動の推進による収益確保に努めてまいりました。可鍛事業におきましては、自動車生産の減産による影響はあるものの、需要変動に対応した生産体制の構築を推進してまいりました。金属家具事業におきましても、新しいオフィスの在り方やテレワーク需要に向けた新商品やデザイン性の高い新商品開発・販売活動を推進してまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の業績につきましては、売上高は前期比14.3%増の331億95百万円となりました。事業別の内訳は、可鍛事業で前期比14.9%増の322億68百万円、金属家具事業で前期比1.6%減の9億26百万円となりました。

利益につきましては、営業利益は前期比64.5%減の1億67百万円、経常利益は前期比13.3%減の10億81百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比29.5%減の7億84百万円となりました。

事業区分	売上高	構成比
可鍛事業	32,268,390千円	97.2%
金属家具事業	926,993千円	2.8%
合計	33,195,383千円	100.0%

② 企業集団の設備投資の状況

当社グループでは、新製品に伴う切削加工設備の増強を行い、その総額は21億65百万円であります。

③ 企業集団の資金調達の状況

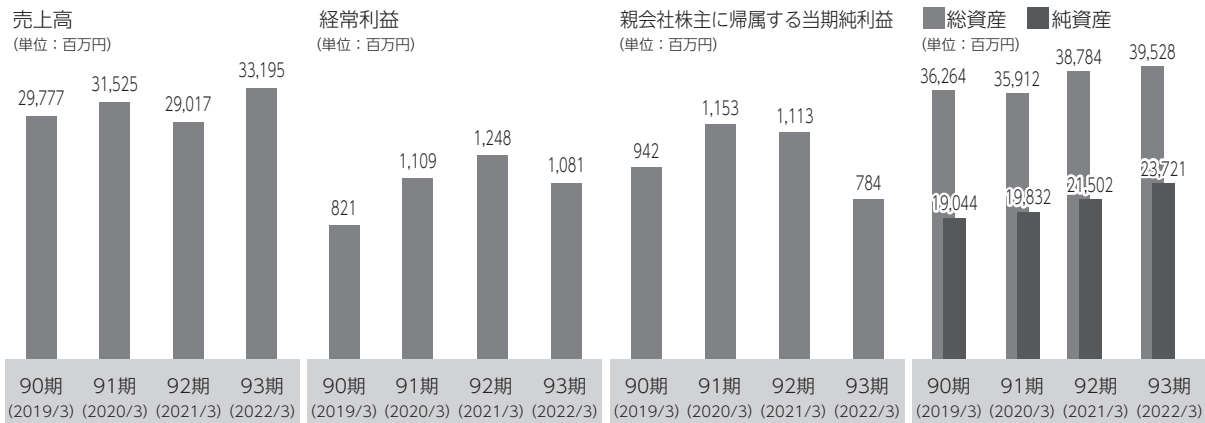
該当事項はありません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	2018年度 第 90 期	2019年度 第 91 期	2020年度 第 92 期	2021年度 第 93 期 (当連結会計年度)
売 上 高	29,777,906	31,525,578	29,017,105	33,195,383
経 常 利 益	821,721	1,109,183	1,248,749	1,081,609
親会社株主に帰属する当期純利益	942,285	1,153,469	1,113,285	784,317
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	64円41銭	75円80銭	72円88銭	51円14銭
総 資 産	36,264,997	35,912,340	38,784,755	39,528,617
純 資 産	19,044,680	19,832,978	21,502,875	23,721,670

決算ハイライト



(3) 企業集団の対処すべき課題

自動車産業は、CASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）に代表されるように、今後大きな構造変化が予測されており、100年に一度の大変革期に突入しております。また、先進国をはじめとしたカーボンニュートラルへの対応や持続可能な開発目標達成に向けたSDGsへの対応等、当社グループを取り巻く経営環境は急激に変化しております。

このような環境の下、当社グループは感染症拡大や世界的な半導体不足等による需要変動に迅速に対応することで、感染症の影響下においても収益を確保・拡大できる体制づくりに努め、更なる原価改善活動の推進や軽量化・高付加価値化を目指した技術面での活動、並びにサステナビリティに関する活動を進めるとともに、中期的な視点を踏まえた取り組みを強化してまいります。そして、それらを実現する基盤となる人財育成にも注力してまいります。

【2022年度の重点方針】

この不確かな時代にも企業を存在価値のある持続可能なものとし、企業価値向上を実現すべく、以下の3つを重点方針に掲げ、推進してまいります。

①「考える人づくり」

人的資本の重要性が増している中、当社グループの全従業員が、仕事を作業としてこなすのではなく、考え、行動をする文化風土を醸成していきます。それにより先行き不透明な将来でも柔軟に対応できる人財を育成してまいります。

②「新たな戦略実現を可能とする収益力の更なる強化」

需要変動へ迅速に対応できる体制づくりを引き続き進めるとともに、聖域なき原価低減プロジェクトの推進やデジタル活用による生産性向上等によって、新たな戦略実現を可能とする収益力を高め、循環的に企業運営ができる体制を確立してまいります。

③「社会の一員としてSDGs課題達成」

長期的な取り組みとして、カーボンニュートラルをはじめとするSDGsの課題達成に向けて、社会の一員である当事者として、社会的責任を果たすことで企業価値向上に努めてまいります。

また、当社グループの成長を支える基盤づくりとしては、全ての社員が健康で安全に働ける環境づくりに取り組んでおり、経営トップによる健康宣言のもと、社員の自発的な健康保持・増進を支援しております。本年は経済産業省及び日本健康会議の「健康経営優良法人2022（大規模法人部門）」の認定を受け、引き続き組織的な健康活動を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金 (千円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
土岐可鍛工業株式会社	岐阜県土岐市	180,000	100.0	自動車及び車両部品関連事業
武山鑄造株式会社	愛知県名古屋市	360,000	89.8	産業車両部品関連事業
株式会社チューキョー	愛知県名古屋市	60,000	57.3	金属椅子及び椅子部品関連事業
蘇州中央可鍛有限公司	中国・蘇州市	2,550,000	100.0	産業用機械部品関連事業

(5) 企業集団の主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は、ダクタイトル鑄鉄品等の自動車部品の製造販売及び産業用機械部品等の製造販売を主な事業とする可鍛事業、鋼製家具の製造販売を主な事業とする金属家具事業から構成され、各事業活動を展開しております。

(6) 主要な営業所及び工場

- ① 当社

本	店	愛知県名古屋市
本社事務所及び日進工場		愛知県日進市
熊本工場		熊本県菊池郡大津町
岐阜久尻工場		岐阜県土岐市
- ② 子会社

土岐可鍛工業株式会社	岐阜県土岐市
武山鑄造株式会社	愛知県名古屋市
株式会社チューキョー	愛知県名古屋市
蘇州中央可鍛有限公司	中国・蘇州市
- ③ 関連会社

蘇州石川製鉄有限公司	中国・蘇州市
------------	--------

(7) 企業集団の従業員の状況

事業部門の名称	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
可鍛事業	980	2名減
金属家具事業	20	—
全社(共通)	59	5名増
計	1,059	3名増

- (注) 1. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。
2. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。
3. 各事業部門に属する製品及びサービスの種類
①「可鍛事業」は、自動車用部品、産業車両用部品等の製造販売をしております。
②「金属家具事業」は、オフィス及び施設向け各種椅子等の製造販売をしております。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況

(単位：千円)

借入先	借入金残高
株式会社 三菱UFJ銀行	1,454,759
株式会社 三井住友銀行	1,088,926
株式会社 名古屋銀行	944,533
株式会社 商工組合中央金庫	544,134
株式会社 愛知銀行	115,189
株式会社 十六銀行	66,105
株式会社 大垣共立銀行	62,806
株式会社 新生銀行	8,811
株式会社 日本政策金融公庫	4,790

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 36,000,000株
- ② 発行済株式の総数 15,393,773株
(自己株式626,527株を除く)
- ③ 株主数 6,457名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
トヨタ自動車株式会社	792千株	5.14%
株式会社三菱UFJ銀行	660千株	4.29%
第一生命保険株式会社	660千株	4.28%
株式会社豊田自動織機	620千株	4.02%
C M C 協力会持株会	610千株	3.96%
株式会社三井住友銀行	600千株	3.89%
中央可鍛持株会	461千株	2.99%
新東工業株式会社	460千株	2.98%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	455千株	2.95%
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	440千株	2.85%

（注）持株比率は自己株式（626,527株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として取締役（社外取締役を除く）に交付した株式の状況
取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	49,000株	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	武 山 尚 生	
代表取締役社長	武 山 直 民	内部監査室担当 蘇州中央可鍛有限公司董事長
取締役副社長	中 村 吉 孝	経営管理部門統括 日産証券株式会社 社外取締役（監査等委員）
専務取締役	竹 内 達 也	生産部門統括、カーボンニュートラル推進担当
常務取締役	武 山 豊	営業部門統括、営業部長、経営企画室長
取締役	野 村 英 司	トヨタ自動車株式会社 衣浦工場長 アイシン軽金属株式会社 社外取締役
取締役	瀬 尾 英 重	愛知電機株式会社 社外取締役 学校法人中部大学 理事
取締役	星 文 雄	株式会社SDGs 社外取締役 京都大学経営管理大学院 特命教授
取締役	上 畑 廣 高	
取締役	森 琢 也	株式会社きらぼしコンサルティング 取締役会長
常勤監査役	磯 部 光 邦	
監査役	林 清 博	林清博会計事務所所長 学校法人愛知医科大学 監事
監査役	小野田 誓	小野田誓会計事務所所長 キムラユニティー株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 瀬尾英重、星文雄、上畑廣高、森琢也の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 林清博、小野田誓の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 磯部光邦氏は、当社において長年経理業務を担当した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 林清博、小野田誓の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役 瀬尾英重、星文雄、上畑廣高、森琢也及び監査役 林清博、小野田誓の6氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
6. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2021年6月23日開催の第92回定時株主総会において、武山豊、野村英司、星文雄、上畑廣高、森琢也の5氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
- (2) 2021年6月23日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、取締役三浦潔、岡田正道、紺野敏之、山本徹、鬼頭清光、加藤洋平の6氏が退任いたしました。なお、同日付けで紺野敏之、山本徹、鬼頭清光、加藤洋平の4氏は当社常務執行役員に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 野村英司、瀬尾英重、星文雄、上畑廣高、森琢也及び監査役 林清博、小野田誓の7氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任（D&O保険）契約について

当社は取締役、監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は、全額会社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追加に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値向上に資することを原則とし、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえ、客観性・妥当性・公正性を考慮し適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての金銭報酬、業績連動報酬である賞与、及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役についてはその職責に鑑み固定報酬としての金銭報酬のみであります。

②固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬などの額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月例支給とし、職位、職責及び従業員の給与水準を考慮したうえで総合的に勘案して決定しております。

③業績連動報酬等の内容及び額または算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬である賞与については、当該年度の企業業績、経営環境、各取締役の業績及び従業員への賞与水準を考慮したうえで決定する金銭報酬とし、当期の業績に対する達成度及び持続的企業価値向上の実現を評価する指標として、当期連結営業利益及び連結親会社株主に帰属する当期純利益の対前期比増減額を基に算出された額を毎年一定の時期に支給しております。（なお、当期業績指標に関する実績は、【1.企業集団の現況に関する状況（2）企業集団の財産及び損益の状況】に記載のとおりであります。）

④非金銭報酬等の内容及び額または株式数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役が株価変動を株主の皆様と共有し、株価上昇に対するインセンティブ及び中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるために譲渡制限付株式を交付しております。算定にあたっては、一定の付与基準に基づき原案を作成し、取締役会にて決定しております。

⑤金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を基にした報酬水準を踏まえ、上位の役職ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、社外取締役を委員長とする指名報酬諮問委員会において検討を行っております。取締役会は同委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、指名報酬諮問委員会における答申を経た上で取締役会決議にて決定された方針に基づき、代表取締役社長兼内部監査室担当武山直民氏がその具体的な内容について委任を受けるものとします。これらの権限を委任した理由は、当社業績を勘案し、各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。その権限の内容は各取締役の固定報酬（金銭報酬）の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申内容に従って報酬額の決定をしております。なお、非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬については指名報酬諮問委員会の答申を踏まえ、個人別の割当株式数は取締役会にて決議するものとしております。

⑦取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が基本方針に基づき作成した報酬案を、指名報酬諮問委員会において検討の上、答申し、取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

⑧取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議

a.取締役の報酬等の限度額

2021年6月23日開催の第92回定時株主総会において年額250,000千円以内（うち社外取締役の報酬等の額については年額40,000千円以内とし、使用人分給与は含まないものとする）と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は10名（うち社外取締役は4名）です。

b.監査役の報酬等の限度額

2017年6月23日開催の第88回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の監査役は3名（うち社外監査役は2名）です。

c.譲渡制限付株式報酬の限度額

2018年6月22日開催の第89回定時株主総会において、取締役の報酬等の限度額とは別枠で、当社取締役(社外取締役を除く)を対象とし年額50,000千円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は11名（うち社外取締役は2名）です。

対象者	当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）
株式報酬枠	年間50,000千円以内
各取締役に対する株式報酬額	会社業績及び取締役の貢献度等に応じて毎年設定
割当てる株式の種類及び割当てる方法	普通株式の発行又は処分
割当てる株式の総数	各事業年度において80,000株を上限
払込金額	当社の取締役会決議の日の前営業日における名古屋証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として、当該株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定
譲渡制限期間	割当て日より30年間までの間で当社取締役会が定める期間
譲渡制限の解除条件	譲渡制限期間の満了をもって制限を解除。但し、任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由により退任した場合は譲渡制限を解除
当社による無償取得	譲渡制限期間中に、法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、当該株式の全部を無償取得する

⑨取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式 報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	159,267	119,634	16,000	23,633	12
監査役 (社外監査役を除く)	15,840	15,840	—	—	1
社外取締役	18,900	18,900	—	—	5
社外監査役	9,120	9,120	—	—	2

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
2. 上記譲渡制限付株式報酬は、当事業年度の費用計上額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役 瀬尾英重氏は、愛知電機株式会社の社外取締役及び学校法人中部大学の理事であります。当社と愛知電機株式会社、学校法人中部大学との間には特別な関係はありません。

取締役 星文雄氏は、株式会社SDGsの社外取締役及び京都大学経営管理大学院の特命教授であります。当社と株式会社SDGs、京都大学経営管理大学院の間には特別な関係はありません。

取締役 森琢也氏は、株式会社きらぼしコンサルティング取締役会長であります。当社と株式会社きらぼしコンサルティングの間には特別な関係はありません。

監査役 林清博氏は、林清博会計事務所の所長及び学校法人愛知医科大学の監事であります。当社と林清博会計事務所、学校法人愛知医科大学の間には特別な関係はありません。

監査役 小野田誓氏は、小野田誓会計事務所の所長及びキムラユニティー株式会社の社外監査役であります。当社と小野田誓会計事務所、キムラユニティー株式会社との間には特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	瀬尾英重	当事業年度開催の取締役会の全14回に出席いたしました。議案審議等について、企業経営における豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営上有用な発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員長を務め、同委員会の議事運営と取締役等の指名・報酬に関する方針の決定プロセス及び審議に参画し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	星文雄	2021年6月23日就任以降、当事業年度開催の取締役会の12回に出席いたしました。議案審議等について、国際業務を通じた豊富な経験と経営に対する幅広い見識から、当社の経営上有用な発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員を務め、取締役等の指名・報酬に関する方針の決定プロセス及び審議に参画し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

区分	氏名	主な活動状況
取締役	上畑 廣 高	2021年6月23日就任以降、当事業年度開催の取締役会の12回に出席いたしました。議案審議等について、豊富な人材育成ノウハウと経営に関する幅広い見識から、当社の経営上有用な発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員を務め、取締役等の指名・報酬に関する方針の決定プロセス及び審議に参画し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	森 琢 也	2021年6月23日就任以降、当事業年度開催の取締役会の12回に出席いたしました。議案審議等について、製造業の経営を通じた豊富な経験と技術に対する幅広い見識から、当社の経営上有用な発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員を務め、取締役等の指名・報酬に関する方針の決定プロセス及び審議に参画し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
監査役	林 清 博	当事業年度開催の取締役会の全14回及び監査役会の全13回に出席いたしました。監査役会等の場においては、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	小野田 誓	当事業年度開催の取締役会の13回及び監査役会の12回に出席いたしました。公認会計士及び他社の社外監査役を担うなど、専門的且つ、多様な業務における豊富な経験から、当社取締役の職務の執行に関して、監査役会監査基準に準拠した発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

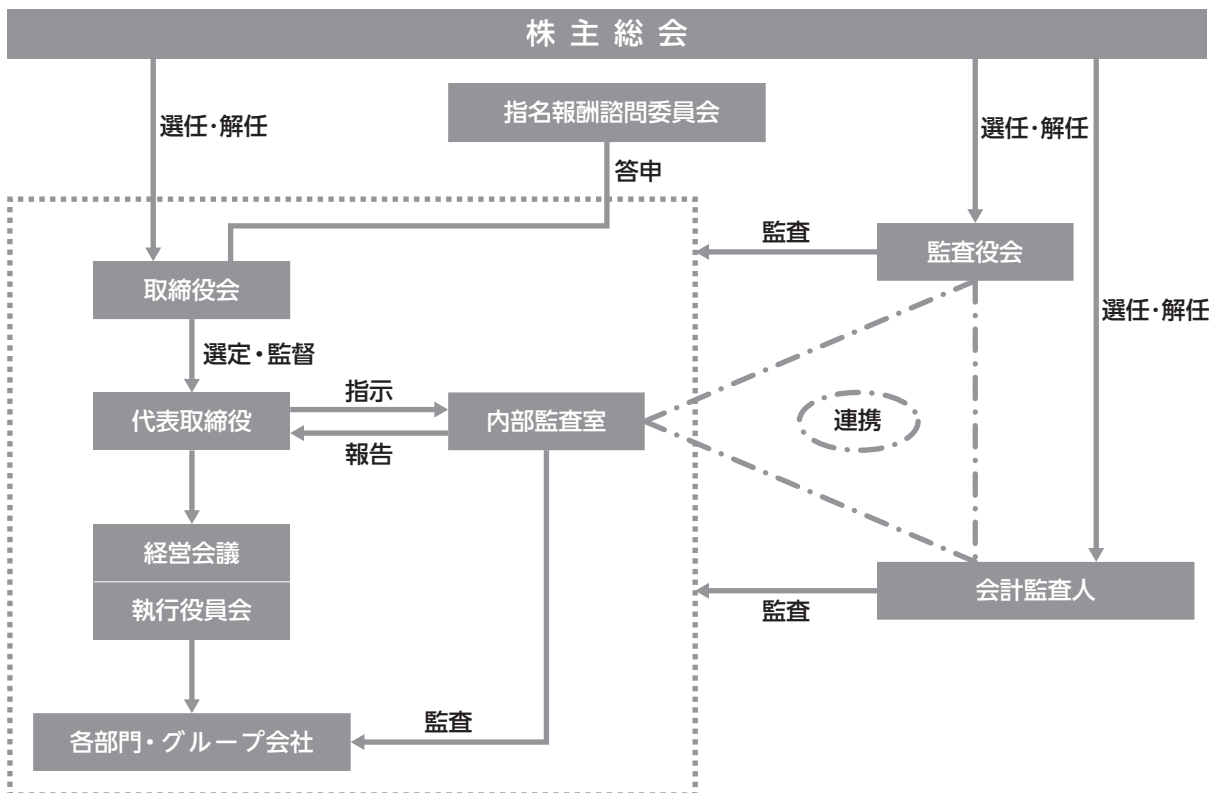
(4) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び体制

当社及び子会社における、企業統治の体制は、企業規模に即したコーポレート・ガバナンスを実践し、株主に対し一層の経営の透明性、健全性を高めることを最優先と考え実施しております。経営状況におきましても迅速且つ継続的に情報提供が可能な経営を実現していくことを目指して取り組んでおります。

■コーポレート・ガバナンス体制図



6. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員の企業倫理意識の向上、法令遵守のための「企業行動憲章」及び「企業行動指針」の周知活動を継続いたします。
- ② 取締役及び従業員にコンプライアンス意識浸透のため必要に応じて各部に諸規定の整備・遵守を徹底するため教育を実施いたします。
- ③ 社内における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期発見し、是正するために従業員を対象とした内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン制度」が有効的に機能する体制を維持します。
- ④ 職務の適正を確保するため内部監査室を設け内部監査体制の確保を図り、各部門及び子会社の内部監査を実施いたします。

(運用状況の概要)

取締役は、外部の取締役向け会社法セミナー等を受講しております。行動憲章、行動指針の法令遵守については、年1回全社員に対して周知徹底を図っております。法令改正については、適時に全社員に対して説明会を実施しております。社内ヘルプライン制度によりコンプライアンスに反する行為について、社内規定に基づき適切な処置を図り、有効的に機能する体制となっております。内部監査室にて、各部門及び子会社の内部監査を実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存、整理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、その他の取締役の職務の執行に係る文書その他情報については、社内規定に基づき記録し適切に保管いたします。(電磁的記録を含む)

(運用状況の概要)

上記の記録文書については、社内規定に基づき記録し適切な場所に保管しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規定・体制

- ① 不測の事態が発生した場合には、リスク管理規定に基づき社長を本部長とする対策本部を設置し迅速な対応を行い損害を最小限に留める体制を整えます。
- ② 災害の発生に備えて、マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じて、リスクの分散措置及び保険付保を行います。

(運用状況の概要)

不測の事態が発生した時の対応として、規定に基づき仕組みを定めております。熊本地震及び日進工場における火災発生経験を活かし、全社にて防災、減災活動を実践しており、全社防災訓練を年1回実施し避難訓練体制のレベルアップを図っております。損害保険を付保し、費用面においても備えを図っております。また、全社員に対して安否確認システムを導入及び実践を行っているほか、情報システム関連データのバックアップの整備を継続的に進めております。

また、重症化する可能性がある感染症に関しても予防対策を全社一丸となり取り組んでおります。情報漏洩リスクに対しても、内部不正対策、外部脅威対策を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務分掌規定に基づき各取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備し、必要に応じて当該職務分掌の見直しを行います。
- ② 取締役に対し利益計画及び年度の会社方針に基づき職務の進捗状況を取締役会で報告するとともに、必要に応じて所要の対策を実施することを義務付けます。

(運用状況の概要)

組織改定時に、規定に基づき体制整備及び職務分掌組織の見直しを行っております。取締役会を定期的に行き開催し取締役会規則に定められた重要事項について審議が行われております。年度方針・利益の策定にあたっては、取締役会での承認を受け、進捗について月次にて報告しております。また、取締役は各部門の方針管理を定期的（期初・期央・期末）に進捗点検し、課題について対策を行っております。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の業務の適正を確保するために、適任の取締役、監査役を当該子会社の取締役、監査役に就任させる等の手段により業務の適正性と適法性を確保しグループの健全な内部統制環境の醸成を図ります。
- ② 子会社での重大なリスクが発生または予見される際には子会社より適時に報告を受け、機敏かつ的確に対応します。
- ③ 子会社社長が毎月執行役員会に出席する等定期及び随時の情報交換を行い、経営方針や経営課題について必要な助言、支援を得ます。また子会社管理規定に基づき重要事項の事前承認や報告を行います。

(運用状況の概要)

役員の兼務として、子会社について土岐可鍛工業株式会社は取締役2名、監査役2名、株式会社チューキョーは取締役1名、監査役2名、蘇州中央可鍛有限公司は董事長1名、監事1名、武山鑄造株式会社は監査役1名を就任させて内部統制環境を確保しております。尚、役員は親会社との取引については、法令を遵守し独立性を保っております。経営企画室は子会社管理の総括部門として年1回点検を行っております。規定に基づき経営上の重要事項については、子会社より適時報告を得て承認をしております。また、安全・環境・品質等のリスク並びにコンプライアンスについては各担当部署が必要に応じ、子会社と連携をとり対応しております。子会社社長は執行役員会にて月次報告や情報交換を行っております。

(6) 監査役スタッフ及びその独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を行うために必要に応じて、社内の要員に対し補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものといたします。
- ② 上記補助者の所属する取締役は人事異動・人事評価・懲戒処分については事前に監査役の承認を得なければならないものといたします。

(運用状況の概要)

ルールどおりに実施しております。

(7) 取締役・従業員の監査役に対する報告体制、その他監査役の監査の実効性を確保するための体制

- ① 取締役・従業員は、定期・不定期に監査役に役員会・部長会・幹部会等において業務の執行状況を報告いたします。
- ② 取締役・従業員の職務の執行状況等について監査役から質問等があった場合は、直ちに調査し報告いたします。
- ③ 取締役は、監査役に対して、決算内容、重要な職務の執行状況等を報告いたします。
- ④ 主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧、会計監査人との定期、随時の情報交換の機会を確保いたします。
- ⑤ 取締役は主な業務執行について会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時には直ちに監査役に報告いたします。

(運用状況の概要)

取締役及び従業員は監査役出席の重要会議等にて業務状況等を報告しております。取締役の内部統制決議事項に関しては監査役へ実施状況の報告が行われております。また、内部監査室は監査役と定期ミーティングを実施する中で整備・運用状況の報告を行っております。監査役は重要会議に出席し、取締役との意見交換を実施し、意思の疎通を図っております。また、監査役会と代表取締役との懇談を実施しております。監査役と会計監査人とは、監査方針説明、決算時等の機会に会合を持ち、連携を保っております。業務執行上の重要案件については、監査役は取締役から随時報告を受けております。

(8) 子会社の取締役等から報告を受けたものが監査役に報告するための体制

自社及び子会社の法令違反その他のコンプライアンス上の問題等について、監査役への適切な報告体制を維持いたします。

(運用状況の概要)

規定に基づき、問題があった場合は、監査役への適切な報告体制を維持しております。

(9) 監査役への報告をした者が当該報告をした事を理由として不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制

監査役に報告をした者がその報告をした事を理由として不利益な取り扱いを受けない事としております。

(運用状況の概要)

規定に基づき、報告をした者がその報告した事を理由として不利益な取り扱いを受けない体制を維持しております。

(10) 監査役職務執行について生じる監査費用の前払い又は償還の手続きその他の監査費用の処理に係る方針

監査役がその職務について必要な費用の前払い等の請求をした時は、速やかに会社は当該費用を支払います。

(運用状況の概要)

内部統制決議が討議され、決裁権限を持つ統括役員の理解を得て承認されております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	15,098,923	流 動 負 債	9,114,805
現金及び預金	4,263,850	支払手形及び買掛金	3,236,399
受取手形	123,845	電子記録債権	2,658,295
売掛金	5,574,957	1年内返済予定の長期借入金	740,426
電子記録債権	1,570,443	未払法人税等	50,035
有価証券	29,982	未払消費税等	28,693
商品及び製品	1,223,747	賞与引当金	349,407
仕掛品	902,969	設備関係電子記録債権	558,301
原材料及び貯蔵品	976,212	その他	1,493,245
その他	436,823	固 定 負 債	6,692,142
貸倒引当金	△3,908	長期借入金	3,549,629
固 定 資 産	24,429,693	リース債務	1,223,149
有 形 固 定 資 産	14,159,327	繰延税金負債	1,566,157
建物及び構築物	3,294,078	役員退職慰労引当金	43,726
機械装置及び運搬具	5,686,137	環境対策引当金	15,701
工具器具及び備品	731,221	退職給付に係る負債	110,775
土地	2,688,279	その他	183,002
リース資産	1,201,324	負 債 合 計	15,806,947
建設仮勘定	558,286	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	60,924	株 主 資 本	19,697,090
投 資 そ の 他 の 資 産	10,209,442	資本金	1,161,000
投資有価証券	2,500,532	資本剰余金	729,819
関係会社出資金	6,133,085	利益剰余金	18,028,608
退職給付に係る資産	1,283,621	自己株式	△222,336
その他	295,402	その他の包括利益累計額	3,466,871
貸倒引当金	△3,200	その他有価証券評価差額金	1,182,157
資 産 合 計	39,528,617	繰延ヘッジ損益	337
		為替換算調整勘定	1,989,228
		退職給付に係る調整累計額	295,148
		非支配株主持分	557,707
		純 資 産 合 計	23,721,670
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	39,528,617

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		33,195,383
売上原価		30,453,055
売上総利益		2,742,327
販売費及び一般管理費		2,574,568
営業利益		167,759
営業外収益		
受取利息及び配当金	74,826	
持分法による投資利益	644,285	
その他の	283,869	1,002,982
営業外費用		
支払利息	44,885	
為替差損	30,687	
その他の	13,558	89,131
経常利益		1,081,609
特別利益		
助成金収入	49,062	49,062
特別損失		
固定資産除却損	7,879	
新型コロナウイルス感染症による損失	162,175	170,055
税金等調整前当期純利益		960,617
法人税、住民税及び事業税	40,485	
法人税等調整額	147,464	187,950
当期純利益		772,666
非支配株主に帰属する当期純損失		11,650
親会社株主に帰属する当期純利益		784,317

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,161,000	722,469	17,428,722	△243,249	19,068,942
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△184,431		△184,431
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			784,317		784,317
自己株式の処分		7,350		20,912	28,262
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	7,350	599,885	20,912	628,148
当 期 末 残 高	1,161,000	729,819	18,028,608	△222,336	19,697,090

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	987,322	-	708,541	164,348	1,860,212	573,720	21,502,875
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△184,431
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							784,317
自己株式の処分							28,262
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	194,835	337	1,280,686	130,799	1,606,659	△16,012	1,590,646
当 期 変 動 額 合 計	194,835	337	1,280,686	130,799	1,606,659	△16,012	2,218,794
当 期 末 残 高	1,182,157	337	1,989,228	295,148	3,466,871	557,707	23,721,670

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目 資 産 の 部	金 額	科 目 負 債 の 部	金 額
流動資産	9,840,564	流動負債	7,710,195
現金及び預金	2,032,733	支払手形	22,335
受取手形	253,805	電子記録債権	3,081,332
電子記録債権	1,561,511	買掛金	1,941,659
売掛金	3,747,817	1年内返済予定の長期借入金	592,874
有価証券	29,982	リース負債	171,064
商品及び製品	613,637	未払金	450,068
仕掛品	616,647	未払費用	440,574
原材料及び貯蔵品	554,964	未払法人税等	33,899
前払費用	25,048	引当金	93,676
そ の 他 の 金 庫	408,323	賞与引当金	310,959
貸倒引当金	△3,908	その他負債	571,750
固定資産	15,834,712	固定負債	4,562,820
有形固定資産	8,936,056	長期借入金	2,785,590
建物	1,957,080	リース負債	1,113,980
構築物	196,824	繰上金	516,328
機械装置	3,869,145	繰上金	122,600
車両運搬具	19,201	環境対策引当金	15,701
工具器具備品	357,730	その他	8,620
土地	912,499	負債合計	12,273,015
建物仮勘定	1,065,289	純資産の部	
無形固定資産	558,286	株主資本	12,283,420
ソフトウェア	42,181	資本金	1,161,000
リース資産	21,887	資本剰余金	716,959
その他資産	19,928	資本準備金	560,420
	365	その他資本剰余金	156,538
投資その他の資産	6,856,474	利益剰余金	10,613,595
投資有価証券	2,108,185	利益準備金	259,000
関係会社株	980,115	その他利益剰余金	10,354,595
関係会社出資金	30	固定資産圧縮積立金	160,783
関係会社出資金	2,854,675	別途積立金	6,760,000
長期前払費用	55	繰越利益剰余金	3,433,811
前払年金費用	861,570	自己株	△208,133
その他の費用	55,043	評価・換算差額等	1,118,840
貸倒引当金	△3,200	その他有価証券評価差額金	1,118,840
資産合計	25,675,276	純資産合計	13,402,260
		負債及び純資産合計	25,675,276

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	22,998,791
売上原価	21,479,654
売上総利益	1,519,136
販売費及び一般管理費	1,740,034
営業損失	△220,897
営業外収益	
受取利息及び配当金	58,656
受取口イヤリテイ	109,790
補助金の収入	45,116
その他の	76,172
営業外費用	
支払利息	37,775
その他の	7,363
経常利益	45,138
特別利益	23,699
助成金の収入	38,540
特別損失	
固定資産除却損	1,328
新型コロナウイルス感染症による損失	138,776
税引前当期純損失	140,104
法人税、住民税及び事業税	△77,864
法人税等調整額	6,326
当期純損失	△35,253
	△28,927
	△48,937

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	そ 資 本 の 剰 余 金	利 益 準 備 金
当 期 首 残 高	1,161,000	560,420	149,188	259,000
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 損 失				
自 己 株 式 の 処 分			7,350	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	7,350	-
当 期 末 残 高	1,161,000	560,420	156,538	259,000

残高及び変動事由	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金		
	そ の 他 利 益 剰 余 金		
	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	186,482	6,760,000	3,641,481
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩	△25,698		25,698
剰 余 金 の 配 当			△184,431
当 期 純 損 失			△48,937
自 己 株 式 の 処 分			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	△25,698	-	△207,670
当 期 末 残 高	160,783	6,760,000	3,433,811

残高及び変動事由	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△224,401	12,493,171	897,589	13,390,760
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
剰余金の配当		△184,431		△184,431
当期純損失		△48,937		△48,937
自己株式の処分	16,268	23,618		23,618
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			221,251	221,251
当期変動額合計	16,268	△209,750	221,251	11,500
当期末残高	△208,133	12,283,420	1,118,840	13,402,260

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

中央可鍛工業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 小 川 薫
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 北 川 裕 和
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中央可鍛工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央可鍛工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

中央可鍛工業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 小 川 薫
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 北 川 裕 和
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央可鍛工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

中央可鍛工業株式会社 監査役会

常勤監査役 磯部 光邦 ㊟
社外監査役 林 清博 ㊟
社外監査役 小野田 誓 ㊟

以上

株主メモ

事業年度 4月1日～翌年3月31日

期末配当金受領株主確定日 3月31日

中間配当金受領株主確定日 9月30日

定時株主総会 毎年6月

株主名簿管理人および
特別口座の口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1
TEL 0120-232-711 (通話料無料)
(郵送先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

上場取引所 名古屋証券取引所

電子公告掲載URL <https://www.chuokatan.co.jp/>
公告の方法 (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じた時には、中部経済新聞に公告いたします。)

【ご注意】

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に登録された株式に関する各種手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取扱いいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

当社ウェブサイトのご案内

当社ウェブサイトでは、会社情報や製品情報など、様々な情報を掲載しています。

<https://www.chuokatan.co.jp/>

中央可鍛工業

検索 

株主総会会場ご案内図

- **会場** 愛知県名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテルメルパルク名古屋 2階「瑞雲の間」
- **交通機関** 地下鉄（東山線）千種駅下車（1番出口）西へ徒歩約3分
地下鉄（桜通線）車道駅下車（3番出口）南へ徒歩約5分
J R（中央本線）千種駅下車 西へ徒歩約5分

*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

